

統計調査の概要

国税庁及び各国税局の統計調査は、32種類の「一般調査」と、3種類の「特別調査」からなっている。国税局分として「一般調査」の結果を掲載しているが、その大部分は各税務署において調査したものを、国税庁及び各国税局で取りまとめて集計したものであり、これらは、税務署が統計を作成するために特別な調査を行うものではなく、事務処理の過程から派生的に作成されるものである。

また、「一般調査」は、全数調査により実施している。

統計情報利用上の注意

1 統計表の構成

(1) 全体の構成は、「Ⅰ 総括」「Ⅱ 直接税」「Ⅲ 間接税」「Ⅳ 国税徴収、国税滞納、還付金」「Ⅴ その他」の5編からなっている。

また、「Ⅱ 直接税」及び「Ⅲ 間接税」については、税目ごとに配列している。

(2) 計数は、原則として国税局合計を掲載しているが、主な計数については、都道府県別及び税務署別にも掲げるとともに、5年間の累年比較をしている。

2 各表間の関連計数

「Ⅱ 直接税」及び「Ⅲ 間接税」の各表と「Ⅳ 国税徴収、国税滞納、還付金」中の16-1 国税徴収状況、

(1)徴収状況、(3)税務署別徴収状況」の各表とは、主として調査期間又は調査時点の相違により、計数は一致しない。

3 単位及び計数の処理方法

(1) 各表の計数は、単位未満を四捨五入しているため、表の内容と計又は合計が一致しない場合もある。

(2) 金額は、原則として千円単位とし、単位未満の計数は「0」、該当する計数のない場合は「-」、不明の場合は「…」と表示している。また、負の計数については「△」をもって表示した。

(3) 表中の「X」は、情報を保護する観点から計数を秘匿したものである。

主な統計表の調査対象期間と調査時点

	平成20年 2008												平成21年 2009											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
申告所得税	平成20年分の所得税について、平成21年3月31日までに申告又は処理したもの												所得											
													申告又は処理											
源泉所得税	平成20年分の所得税について、平成20年2月から平成21年1月までに所得税徴収高計算書の提出があったもの、及び平成21年4月30日までに法定調書の合計表の提出があったもの												所得											
	所得税徴収高計算書の提出												合計表の提出											
法人税	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに事業年度の終了した法人について平成21年7月31日までに申告のあったもの又は平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間に処理したもの												事業年度が終了した法人											
													申告											
													処理											
相続税	平成20年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに申告(株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告を含む。)又は処理したもの												相続又は遺贈											
													申告又は処理											
贈与税	平成20年分の贈与について、平成21年6月30日までに申告又は処理したもの												贈与											
													申告又は処理											
消費税	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に終了した課税期間分の消費税について、平成21年6月30日までに申告又は処理したもの												課税期間が終了した個人事業者											
													申告又は処理											
													課税期間が終了した法人											
													申告又は処理											
酒税	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成21年4月30日までに申告又は処理したもの												課税原因											
													申告又は処理											
たばこ税及びたばこ特別税 揮発油税及び地方道路税 航空機燃料税 石油ガス税 石油石炭税 電源開発促進税	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの課税事績												課税原因											
													課税 (申告又は処理)											
印紙税	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに現金納付のあったもの												証書等の作成											
													現金納付											